

論文審査の要旨及び担当者

論文題名

明治中期の民法教育・民法学習の展開についての実証的研究

論文審査の要旨

1 論文の概要

(1) 論文のテーマ

本論文は、明治中期における民法教育・民法学習につき、量的分析・質的分析の双方を用いて、その制度的な環境の変化（判事登用規則による任用体制の確立）とあわせてその内容上の特色（集団的な学習方法としての討論会の盛衰）を明らかにすることなどを試みるものである。

(2) 論文の構成

本論文は、序論、第1章～第3章、結論によって構成されている。

序論においては、現代日本の民法学に対して危機感を示す諸見解が、a 法科大学院や新司法試験の導入などの制度の改革、b これに対応する形で生じている教育研究の内容・手段の変化、c 債権法改正をはじめとする民事立法への学説の関与のしかたの変容などに言及していることをふまえ、明治中期における α 判事登用規則による司法官任用システムの導入・運用（第1章）、 β 法学協会や私立法律学校連合討論会における法学習の具体的な様子（第2章）、 γ 民法編纂に携わった法律取調委員会と法典調査会のメンバー構成の推移（第3章）を取り上げることにより、現代日本の民法教育・民法学習について、従来とは異なるアプローチによって検討を行うための材料を提示することが課題として掲げられる。

第1章では、判事登用規則の意味を解釈する作業を行った上で、公文書（官報等に現れる任用情報や任用された者の履歴書など）等から構築した数量的データを素材とした検討が行われている。すなわち、同規則が法学士・代言人・試験及第者からの任用を原則としつつ

（規則1条）、たたき上げの裁判実務の経験者を任用する道を開いていた（規則9条）ことに着目し、同規則のもとでの任用の実態を明らかにする。具体的には、1300人余の人々につき、いくつかの指標による数量的な分析を行い、個別の人物（群）に関する検討とあわせて、学士任用（24名）、代言人（1名）、試験及第（678名）、9条任用（400名）の内実が示されている。

第2章では、討論会の筆記記録をその内容に即して詳しく読み解き、その特色を摘出するという解釈的な構成作業が行われている。すなわち、法学協会討論会（東京大学・帝国大

学)、私立法律学校連合討論会(和仏法律学校、東京専門学校、東京法学院、明治法律学校、専修学校)の筆記記録のうち民法論題に関するもの(前者につき約40回、後者につき約20回)を精査し、未だ民法典がなく明治8年太政官布告103号裁判事務心得3条(「民事ノ裁判ニ成文ナキモノハ慣習ニ依リ慣習ナキモノハ条理ヲ推考シテ裁判スヘシ」)が大きな意味を持った当時において、特に「法理」(あるいは「条理」)という用語の援用に着目しながら、教員か学生かを問わず参加者が議論を通じて集会的に法学学習を行う様子を明らかにしている。

第3章では、法律取調委員会・法典調査会の委員構成の変遷が、数量的にフォローされている。法律取調委員会においては西洋法の知識を持つ若い法学徒が必ずしも厚遇されるには至っていないのに対して、法典調査会においては法科大学教授と司法省法学校出身の司法官・司法省官吏、大学卒の行政官僚などの存在感が増したことが示される。

2 論文の意義

明治期を対象とする従来の法史研究においては、法典や司法制度の導入過程の検討から出発して、それを支える教育制度に及ぶというアプローチが採られてきたのに対して、本論文は「法学習」(学ぶ人)の観点から法学教育・法曹養成を捉えようとするものであり、この視点に立って既存の資料を改めて詳細に検討した点に特色がある。また、従来、その意味や現実の機能がはっきりしなかった裁判事務心得の「条理」の内実を示すとともに、討論会を通じて集会的学習がなされる様子を描き出した点も特筆される。

3 内容の評価

本論文は、量的検討(任官情報の数量的処理)、質的検討(討論筆記の解釈的構成)を組み合わせた方法により、新任司法官(基層をなす人材)・法典立案参画者(上層をなす人材)の選別の実態と、選別の際に基準とされた「学識/経験」の相互関係、そこでいう「学識」の内容と習得過程を総合的に示すことにより、明治中期の法学習(≒民法学習)の内容とその環境のありようを再構成したものである。独自の視点に立ち、先行研究の意義と限界とをふまえた上で膨大な資料を検討し、慎重な考察を加えて新たな知見を導出した点において、博士論文として求められる水準に達しているものと評価できる。

もっとも、本論文はいくつかの点において、今後課題を残している。第一に、本論文では実証性を重視して数量的なデータの構築・分析と討論内容の内在的な読解に集中した結果として、各章の導入部分において広い視野に立った重厚な課題設定がなされてはいるものの、これに対応する小括部分が簡潔に過ぎて結論が見えにくくなっている憾みがある。また、議論の展開にあたって幾重もの留保がなされており、表現が平明とはいいいにくいところが散見される。今後は、読者の視点に立って叙述の工夫をすることが望まれる。第二に、本論文では、履歴の面でも議論の仕方の面でもいわゆる英法派と仏法派との対比がなされているが、検討時期を限定したこともあって、登場しつつあったドイツ法の影響への関心が希薄になっている。今後は、ドイツ法の存在も視野にいれて、その後の法学学習の変容を明らかにすることが期待される。

また、キー概念となっている「学識」「法理」の内容は時代によって変化している可能性があるが、この点に必ずしも十分な注意が払われていない点が惜まれる。もっともこの点は、本論文の検討の結果として明らかになった今後の課題であると言える。

以上のように、荒川氏が今後の課題として研究を継続し明らかにすべき点は残されているが、このことは本論文が博士論文の水準に達している点に疑いを挟ませるものではない。

論文審査主査 大村 敦志 教授
山下 純司 教授
辻村 亮彦 特別非常勤講師
神戸学院大学 法学部 准教授